

## 中世竹取説話分類の再検討(二)：竹生篇

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-04-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯田, さやか メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/7504">https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/7504</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 中世竹取説話分類の再検討（二）——竹生篇

飯 田 さやか

### 一 はじめに

前稿<sup>①</sup>において中世竹取説話のうち、卵生の説話二十二件を十三種に分類した。本稿は、その続きとしてかくや姫が竹に発見される竹生の説話を分類していく。竹生の説話を含め、中世竹取説話全体の分類を試みた論としては、三谷栄一氏<sup>②</sup>、田口守氏<sup>③</sup>、奥津春雄氏<sup>④</sup>、竹谷靱負氏<sup>⑤</sup>、福田晃氏<sup>⑥</sup>の論が挙げられる。それぞれ、説話の内容や説話を引く史料の分野によって詳細に検討を行い、分類を試みている。その一方で、先行研究で扱う竹取説話の数には揺れがあり、既存の分類方法では分類しきれない史料があるため、新たな分類方法が求められる。竹谷氏は管見のほぼすべての竹取説話を網羅しているが、その分類方法は先行の、説話の記される史料の分野によるものである。こうした分類法は、客観的かつ至便ではあるが、史料それぞれの説話の特徴を捉えるという観点から見ると、やや使いにくい側面がある。そこで本稿では、より汎用性の高い新たな分類方法として、説話に記される要素による分類を試みたい。この方法はすでに卵生の説話において検討したため、今回は竹生の説話においても同様に再検討したい。

二 中世竹取説話一覽および分類の研究史

まず、現在明らかになっている中世竹取説話五十二件<sup>(7)</sup>を次の〈表1〉に示す。

〈表1〉		先行研究検討状況				
※網掛けは竹生を示す		三 谷	田 口	奥 津	竹 谷	福 田
1	『今昔物語集』	○	○	○	○	
2	『鴨長明巡歴記』				○	
3	『鴨長明巡歴記』(詞林采葉抄)				○	
4	『海道記』	○	○	○	○	○
5	『富士縁起』(金沢文庫)				○	○
6	『古今集注』義	○	○	○	○	○
7	『古今集注』信	○	○	○	○	○
8	『古今為家抄』			○	○	○
9	『古今和歌集序開書 三流抄』		○	○	○	○
10	『頓阿序注』		○	○	○	○
11	『毘沙門堂本古今集注』		○	○	○	○
12	『聖徳太子伝正法論』慶応本				○	○
13	『定家流伊勢物語註』				○	
14	『曾我物語』真名本	○	○		○	○
15	『神道集』			○	○	○
16	『詞林采葉抄』富士山	○	○	○	○	○
17	『諸国一見聖物語』				○	
18	『和漢朗詠集和談鈔』				○	
19	『了譽序注』		○	○		○
20	『三国伝記』	○	○	○	○	○
21	『桂川地蔵記』	○	○	○	○	
22	『和歌百首註』(『別歌百首』)	○	○			
23	『源氏物語提要』			○	○	
24	『臥雲日伴録抜尤』	○	○	○	○	○
25	『当家聞書』				○	
26	『聖徳太子伝 拾遺抄』		○		○	
27	『塵荊抄』			○	○	
28	『一乗拾玉抄』				○	
29	『法華経鷲林拾葉鈔』[浄明鏡事]				○	○
30	『々』[八酒縁起事]				○	
31	『歌道寄合肝要集』					
32	『法華経直談鈔』				○	
33	『富士山(謡曲)』	○	○	○	○	○
34	『本朝神社考』	○	○	○	○	
35	『神社考詳節』				○	
36	『東海道名所記』				○	
37	『国名風土記』	○			○	
38	『富士山の本地』	○	○	○	○	
39	『富士山縁起』(田辺家)				○	○
40	『富士山縁起』(池西坊諱榮)				○	○
41	『富士大縁起』(茶畑村)				○	
42	『富士山大縁起』(東泉院円成)				○	○
43	『富士山略縁起』(富士吉田市)				○	
44	『富士山縁起』(池西坊行存)				○	
45	『荊叢毒藥』				○	
46	『富士山略縁起』(村山浅間)				○	
47	『富士山縁起』(村山浅間頼猷)					○
48	『富士山船靈明神縁記』				○	
49	『駿河記』漢竹権現社伝				○	
50	『駿河記』富士縁起				○	
51	『富士大縁起』(公文富士氏)				○	○
52	『富士大縁起』(六所浅間宮)				○	

中世竹取説話をおおよそ成立年順に並べ、竹生の説話を網掛けで示した。併せて右列に先行研究における検討状況を示すため、丸印を付した。先行研究における検討状況を見てみると、16『詞林采葉抄』「富士山」はすべての先行研究で検討されている一方で、5『富士縁起』(金沢文庫)のように、竹谷氏、福田氏のみが取り上げている説話もあり、検討状況が網羅的ではない傾向がみえる。以下、先行研究における分類方法をそれぞれ確認し、検討していくが、竹生の中世竹

取説話の本文をすべて掲出することは紙幅の都合上難しい。そのため前稿と同じく、要素ごとに分類した〈表2〉を掲出することでその代わりとしたい。次頁に示す〈表2〉は、〈表1〉中世竹取説話一覧から竹生の説話を抽出し、整理したものである。各説話の内容を分かりやすく示すため、結婚の有無、形見の品、説話の時代、説話の舞台の項目を設定し、それぞれ該当部分に丸印を付した。これらの項目は中世竹取説話のほぼすべてに記される要素であり、各説話の特徴を捉える上で重要な指標である。なお、印等のないものは記述がないことを示す。

〈表2〉を踏まえながら、先行研究における分類方法を確認していく。まず、三谷栄一氏は『今昔物語集』、『曾我物語』(真名本)、『詞林采葉抄』富士山、『桂川地蔵記』、『本朝神社考』、『富士山の本地』の六件の竹生説話について言及している。氏は、『詞林采葉抄』富士山の記事に注目し、室町時代にはいわゆる卵生説話が「赫夜姫物語」として記録されていた可能性を指摘しつつ、もう一方では竹生の説話が「民間における傳承」として成立していたとする。氏は、その上で『詞林采葉抄』富士山、『本朝神社考』、『富士山の本地』は同じ系統の説話であり、「當時流行した本地垂迹思想による縁起物の系統の影響をうけてゐることは否定し得ない」とする。

続いて田口守氏は、『詞林采葉抄』、『本朝神社考』、『富士山の本地』の三件を対象とし、「竹姫型」として考察をしている。氏は、これらの説話が「中世の或る時期に制作された「富士縁起」<sup>(8)</sup>に発するとし、その縁起の中核に竹取説話が記されていると指摘する。なお、同じく竹生である『今昔物語集』、『桂川地蔵記』については検討を行っておらず、『曾我物語』(真名本)は鶯姫型(卵生)としている。

〈表2〉竹生の中世竹取説話		結婚の有無※①			形見			時代				舞台※②				
番号は〈表1〉一覧表に準ずる	打吞	帝	翁	国司	不死薬	衣	他	鏡	景行	雄略	欽明	天智	桓武	無	駿河国 富士山麓	里
1 『今昔物語集』	姫													○		
5 『富士縁起』(金沢文庫) ※③	欠	欠	欠	欠					欠	欠	欠	欠	欠	欠	○	乗馬(→斎京)
14 『曾我物語』真名本							返魂香							○		
15 『神道集』				○			反魂香			○					○	
16 『詞林采葉抄』富士山	姫										注に記載		○		○	乗馬
21 『桂川地蔵記』											○				○	
23 『源氏物語提要』					○							○			○	
25 『当家聞書』	姫							○					○		○	
34 『本朝神社考』	姫													○	○	大綱→乗馬
35 『神社考詳細』	姫														○	大綱
36 『東海道名所記』	姫														○	大綱
38 『富士山の本地』	姫														○	大綱の里乗馬
39 『富士山縁起』(田辺家)	姫														○	大綱→乗馬
40 『富士山縁起』(池西坊諱栄)	姫														○	乗馬(→斎京)
41 『富士大縁起』(茶畑村)	姫														○	乗馬
42 『富士山大縁起』(東泉院円成)	姫														○	乗馬
44 『富士山縁起』(池西坊行存)	姫														○	おぼつな (乗馬)
45 『荆叢毒薬』	姫														○	
46 『富士山略縁起』(村山浅間)	姫								○						○	
47 『富士山縁起』(村山浅間頼猷)	姫														○	乗馬(→斎京)
48 『富士山船遊明神縁起』	姫								○						○	乗馬(→斎京)
49 『駿河記』漢竹権現社伝	姫														○	奈高→乗馬
50 『駿河記』富士縁起	姫														○	大綱→乗馬
51 『富士大縁起』(公文富士氏)	姫														○	乗馬
52 『富士大縁起』(六所浅間宮)	姫														○	大綱→乗馬

※① 「結婚の有無」拒否欄には、結婚を拒否した人物を記した。

※② 「舞台」において、( ) は本文中に明記されていないものの、前後の文脈から駿河・甲斐いずれかの国と推定できる場合に使用した。

※③ 『富士縁起』(金沢文庫) は断簡であるため、欠損部分には欠と記した。

続いて、奥津春雄氏の分類を見ていく。氏は、中世竹取説話を「①中世古今注に記載されているもの、及びその系統のもの」、「②寺社縁起関係のもの、及びこれに類するもの」、「③『源氏物語』の注釈書類に現れるもの」の三種に分類した上で、竹生の説話を「②寺社縁起関係のもの、及びこれに類するもの」に分類している。氏は『神道集』、『詞林采葉抄』、『桂川地蔵記』、『本朝神社考』、『富士山の本地』の四つがこれに該当するとし、「古今注で成立した竹取説話の変容し、説話としては衰弱した姿と考えられる」と指摘する。

ここまで、三谷氏、田口氏、奥津氏の分類を見てきた。三氏の分類を、現在明らかとなっている竹生説話に当てはめると、すべてが同じグループへ分類されてしまい、やや大まかであると言わざるを得ない。これは、三氏の検討した時点では、竹生の竹取説話が少なかった故であろう。しかし研究対象として、竹生の説話を記す富士縁起が多く論じられている現状を踏まえると、こうした分類では対応しきれず、新たな分類法を検討する余地があるといえよう。

富士縁起の竹取説話の研究は、西岡芳文氏「中世の富士山―「富士縁起」の古層をさぐる<sup>④</sup>」によるところが大きい。氏は、富士縁起を「A富士縁起成立以前の古典」、「B山麓諸社縁起系」、「C抄出本および佚文」、「D本地物系」、「E絵図類」の五種に分類し、紹介している。氏の紹介した資料のうち、竹生説話に関わるものを私にまとめ、次に掲げる。

分類型	史料名
B山麓諸社縁起系	『富士山縁記』（池西坊諱榮）、「富士山縁起」（池西坊行存）、「富士大縁起」（公文富士氏）
C抄出本および佚文	『富士縁起』（金沢文庫）、「詞林采葉抄」富士山、「本朝神社考」
D本地物系	『神道集』、『富士山の本地』

竹生という括りでの分類から発展し、富士縁起内での史料の属性によって分類を行っている。なお、今回扱う竹取説話には「A富士縁起成立以前の古典」と「E絵図類」に該当するものはないため省略した。氏の論中に「諸本の詳細な比較は本稿の目的ではない」とある通り、竹取説話の内容を詳細に検討してはいないが、「富士山麓を舞台とするかぐや姫の

物語が、少なくとも鎌倉時代には存在し、富士信仰の中で濃厚に語られていたことは確実に認められる。」と指摘している。しかしながら、氏の分類を以てしても、〈表2〉に掲出した竹生の竹取説話の分類は難しく、多くの史料が「B山麓諸社縁起系」に分類されてしまうのである。

こうした膨大な富士縁起の分類を試み、竹取説話全体を検討した論として、竹谷鞞負氏と福田晃氏の論がある。

まず、竹谷氏の分類から確認していく。氏は、二十三件の竹生の説話を、史料の分野によって「①物語系（十三世紀以前）」、「②古今和歌集註釈書系」、「③仏教説話系」、「④物語系（十三世紀以後）」、「⑤富士縁起系」の五種に分類している。

分類型		史料名	
①物語系（十三世紀以前の作品）	『今昔物語集』		
③仏教説話系	『桂川地藏記』、『当家問書』		
④物語系（十三世紀以後の作品）	『曾我物語』真名本、『源氏物語提要』、『東海道名所記』		
⑤富士縁起系	駿府	『本朝神社考』、『神社考詳節』	不明 分類なし
	大宮	『富士大縁起』（公文富士氏）	吉田 『富士山縁起』（田辺家）
	村山	『富士縁起』（金沢文庫）、『富士山縁起』（池西坊諄榮）、『富士山大縁起』（東泉院円成）、『富士山縁起』（池西坊行存）、『富士山略縁起』（村山浅間）	南口 『富士大縁起』（茶畑村）、『荆叢毒薬』、『駿河記』漢竹権現社伝、『駿河記』富士縁起
発行場所		史料名	

「②古今和歌集註釈書系」は竹生の竹取説話がないため、割愛した。氏は、富士縁起を細かく「発行場所」によって分

類するとともに、卵生のものを含めた竹取説話全体を要素ごとに整理している。その上で、竹取説話が「日本記云：…」と書き出しで始まるものがあることに着目し、竹取説話の原形を佚書『日本記』に求め、各史料の比較検討を行っている。氏の、古今注系・説話系・縁起系の説話が、原形の赫夜姫譚を継承しつつ、注釈や宗教活動といったそれぞれの目的に応じて、潤色されていったという指摘は重要である。また卵生も含め、中世竹取説話を網羅的に検討した上で、富士縁起を発行場所によって分類することで、専門的に整理されている。しかし、説話それぞれの内容に拠った分類という点では、検討の余地がある。

続いて、福田晃氏の分類を見ていく。氏の分類は、二十一件の竹取説話を対象とし、うち竹生は九件である。「注釈類」、「富士浅間大菩薩事」、「富士山縁起」の三種に大別し、それぞれを史料ごとに整理している。氏の分類をまとめたものを次に示す。

分類型		史料名	
富士浅間大菩薩事		甲	『神道集』
		乙	『曾我物語』（真名本）
富士山縁起		甲	『富士縁起』（金沢文庫）
		乙	『詞林采葉抄』富士山
		丙	『富士山縁記』（池西坊諄栄）
	丁	『富士山大縁起』（東泉院円成）、『富士大縁起』（公文富士氏）	

「注釈類」に該当する竹生の説話はないため、省略した。氏は、右の分類をもとに富士縁起の史料を検討し、諸本のおよその伝承系譜を示している。私にまとめると、竹取説話を記す富士縁起は、『富士山大縁起』（東泉院円成）が鎌倉時代中期・末期に成立したことに始まり、村山浅間系統と金沢文庫本、『詞林采葉抄』と分岐したとする。そして、その中でも村山浅間系統のものがさらに多様に分かれ、今日の多様な富士縁起が残されたのであろうと指摘している。氏の分類は富士縁起の傾向を明確に示しており、その伝承系統にまで言及していることは非常に重要である。



ここまで、三谷氏、田口氏、奥津氏の分類に加え、富士縁起が多く論じられ始めた後の、西岡氏、竹谷氏、福田氏の分類を見てきた。何れの論も、竹取説話の要点をおさえた指摘をしていることは言うまでもない。しかし、どうしても竹取説話を引く史料の属性に拠り、ある種外形的に分類される傾向がある。ほとんどの場合、こうした分類目安が一番分かりやすく、至便である一方、どうしても分類に迷う史料が出てきてしまう。こうした課題に対処するため、次章では、史料の分野にとらわれず、竹取説話本文に記される要素によって分類することを試みたい。

### 三 中世竹取説話分類案

#### 三―一、結婚の有無による第一分類

二章で確認したように、分類目安の設定方法によっては、どこにも属さない説話が出てくるという問題が生じる。そこで、前稿と同様に、項目をいくつかの段階に分けて設定し、説話において必ず記される要素を上位に設定して分類したい。竹取説話で必ず記される要素としては、「かぐや姫の出生」と「かぐや姫の結婚の有無」の二点があげられる。前者の出生に関しては既に分類しているため、まず「かぐや姫の結婚の有無」によって分類すると次の通りとなる。

分類型	史料名
A 結婚なし	『今昔物語集』、『富士縁起』（金沢文庫）、『詞林采葉抄』『富士山』、『桂川地蔵記』、『当家問書』、『本朝神社考』、『神社考詳節』、『東海道名所記』、『富士山の本地』、『富士山縁起』（田辺家）、『富士山縁起』（池西坊諱榮）、『富士大縁起』（茶畑村）、『富士山大縁起』（東泉院円成）、『富士山縁起』（池西坊行存）、『荆叢毒藥』、『富士山略縁起』（村山浅間）、『富士山縁起』（村山浅間頼猷）、『駿河記』漢竹権現社伝、『駿河記』富士縁起、『富士山船靈明神縁起』、『富士大縁起』（公文富士氏）、『富士大縁起』（六所浅間宮）
B 結婚あり	『曾我物語』真名本、『神道集』、『源氏物語提要』

竹生の中世竹取説話二十五件のうち、『富士縁起』（金沢文庫）と『桂川地蔵記』をのぞく二十二件には、結婚の有無に

ついでに記述があった。『富士縁起』（金沢文庫）は、かぐや姫が自らの素性を語る部分より前が欠損しているため、記述がない。しかし、残存部分の本文で姫が富士山に登っていること、また本文記述が『詞林采葉抄』『富士山』や『本朝神社考』に近似していることから、一先ず両者と同様に分類しておく。『桂川地蔵記』に関しては本文量が非常に少ないため、結婚についての記述が省略されてしまったのであろう。

結婚の有無による分類の結果、かぐや姫が結婚しないA【結婚なし】の型が非常に多いことが見て取れる。それぞれの史料の内容を細かく見ていくと、かぐや姫が結婚を拒否する場合と、『桂川地蔵記』のように単に結婚が記されない場合がある。それぞれ、「a結婚拒否（姫）」と「b記述なし」の項目が設定できる。

一方、B「結婚あり」は結婚相手に応じ「a国司」と「b帝」の二つを分類項目として設定する。結果を次に示す。

分類型		史料名
A 結婚なし	a 結婚拒否 (姫)	『今昔物語集』、『富士縁起』（金沢文庫）、『詞林采葉抄』、『富士山』、『当家聞書』、『本朝神社考』、『神社考詳節』、『東海道名所記』、『富士山の本地』、『富士山縁起』（田辺家）、『富士山縁記』（池西坊諄栄）、『富士大縁起』（茶畑村）、『富士山大縁起』（東泉院円成）、『富士山縁起』（池西坊行存）、『荆叢毒藥』、『富士山略縁起』（村山浅間）、『富士山縁起』（村山浅間頼猷）、『駿河記』漢竹権現社伝、『駿河記』富士縁起、『富士山船靈明神縁記』、『富士大縁起』（公文富士氏）、『富士大縁起』（六所浅間宮）
	b 記述なし	『桂川地蔵記』
B 結婚あり	a 国司	『曾我物語』 真名本、『神道集』
	b 帝	『源氏物語提要』

分類の結果、四つのグループに分けることができた。まず、A-a【結婚なし―結婚拒否（姫）】には多くの史料が分類されたため、引き続き「形見の品の有無」によって分類する。A-b【結婚なし―記述なし】に分類された、『桂川地蔵記』は省略された傾向のある記事だが、〈表2〉を見て分かる通り、時代設定が天智天皇の時代である。この設定は竹生の説

話では非常に珍しく、他には『詞林采葉抄』『富士山』にのみ見える。ただし、『詞林采葉抄』においては、竹取説話記事の注として、「…時代甚不審也。疑若天智天皇歟。」とある。なお、説話の時代を天智天皇とするものは、卯生の説話でも少なく、『臥雲日件録抜尤』と『法華経鷲林拾葉鈔』『八酒縁起事』のみである。

続いて姫が結婚をする系統を見ると、B-1a【結婚あり―国司】には『曾我物語』（真名本）と『神道集』が分類された。両者は、形見の品として「反魂香の箱」が残されるという、他の竹取説話にはない特徴を有することからも分かるように、「しばしば原拠資料を共有することがある」という指摘がある。B-1b【結婚あり―帝】には、『源氏物語提要』が分類された。この『源氏物語提要』に引かれた竹取説話は、前半は『竹取物語』のあらずじを抜粋してまとめたものである。出生から難題求婚譚も記されている点は、他の竹取説話でもほぼ見られない構成である。記事の後半に、「后つるに御暇を申てふしの麓に帰り給ふ。みかと御名残をしみ恋慕給ふ。姫は不二の山より天女となりて上り給ふ。是則、不二浅間大菩薩也。」と記され、『竹取物語』と富士信仰が合わさったような構成となっている点は唯一であり、興味深い。

### 三―二、形見の品による第二分類

結婚の有無による分類により、竹生の竹取説話を四つのグループに分類できた。しかし、A-1a【結婚なし―結婚拒否（姫）】に分類される史料は多いため、さらなる分類項目を設定して分類する必要がある。続いて分類項目に設定するのは、「結婚の有無」に続いて多く記されている要素として、「形見の品」が適当である。なお、A-1bおよびB-1bはこれ以上の分類は不可能のため、形見の品による分類は行わない。B-1aも同様であるが、形見の品である「反魂香の箱」は他にはない特徴であるため、分類項目として設定しておく。結果は次のとおりである。

分類型		史料名
A結婚なし	a結婚拒否 (姫)	
B結婚あり	a国司	『曾我物語』 真名本、『神道集』
	II鏡	『当家聞書』
	II反魂香の箱	

依然としてAⅰa/I【結婚なし―結婚拒否(姫)―形見の品なし】に分類される史料が多い。Aⅰaの系統で唯一形見の品が残される『当家聞書』は千葉県安房郡にある妙本寺所蔵の書である。翁が唐の国から来たと設定されるなど、他の説話とは異なる特徴を有する。B群に関しては、これ以上の分類は不可能であるため、ここで分類を終了とする。Aⅰa/Iについては、引き続き「説話の時代」、「舞台」の項目によって分類を試みる。

### 三―三、説話の時代および舞台による分類

竹生の説話の分類はだいたい進んできたが、未だAⅰa/Iに分類される説話が多くある。続いて設定する項目は「説話の時代」と「説話の舞台」である。説話の時代は、今回対象とするAⅰa/Iの史料では景行、天智、桓武の名が記されている。なお、明確に記されていない史料も多くあるため、その場合は設定なしに分類する。時代によってAⅰa/Iをさらに分類した結果は、次のとおりである。

分類型		史料名	
A結婚なし	a結婚拒否 (姫)	i景行	『荊叢毒藥』、『富士山略縁起』(村山浅間)、『富士山船靈明神縁記』
	i形見の品なし	ii天智	『詞林采葉抄』「富士山」※筆者注として記載
		iii桓武	『詞林采葉抄』「富士山」、「神社考詳節」、『東海道名所記』、『富士山縁起』(田辺家)、『富士大縁起』(茶畑村)、『富士山大縁起』(東泉院円成)、『富士山縁起』(池西坊行存)、『富士大縁起』(公文富士氏)
		iv設定なし	『今昔物語集』、『富士縁起』(金沢文庫)、『本朝神社考』、『富士山の本地』、『富士山縁起』(池西坊諄栄)、『富士山縁起』(村山浅間頼猷)、『駿河記』漢竹権現社伝、『駿河記』富士縁起、『富士大縁起』(六所浅間宮)

分類結果を見ていくと、まずA-a/I/i【結婚なし―結婚拒否(姫)―形見の品なし―景行天皇】には『荊叢毒藥』、『富士山略縁起』(村山浅間)、『富士山船靈明神縁記』が分類された。このうち、『富士山略縁起』(村山浅間)、『富士山船靈明神縁記』は、卵生を含めた竹取説話の中で唯一、翁のもとを訪れる勅使が「武内宿祢(武内の大匠)」と記されている。他にもかぐや姫を国母に例えるなどの記述も独特である。一方、『荊叢毒藥』には似たような記述は見られない。そもそも無量寿禅寺の起源を語るものである上、「龍頸下誰<sup>レ</sup>奪<sup>レ</sup>ニ一顆<sup>ノ</sup>珠<sup>ヲ</sup>高官人將<sup>サシ</sup>損<sup>ト</sup>驅<sup>メ</sup>命<sup>ヲ</sup>燕巢<sup>ノ</sup>裡<sup>ニ</sup>豈<sup>ハ</sup>有<sup>ル</sup>ニ九<sup>ノ</sup>穴<sup>ノ</sup>貝<sup>ノ</sup>……」<sup>(14)</sup>と簡易的に求婚難題譚も記されている。三つの史料はそれぞれ内容が異なるため、更に説話の舞台を設定できよう。

A-a/I/ii【結婚なし―結婚拒否(姫)―形見の品なし―天智天皇】は、『詞林采葉抄』に引いた富士山の記事に、由阿が注として天智天皇の時代である、としたものである。ただし、先にも記したように竹取説話において説話の時代を天智天皇の時代とするものは少なく、興味深い。

その一方で、A-a/I/iii【結婚なし―結婚拒否(姫)―形見の品なし―桓武天皇】およびA-a/I/iv【結婚なし―

結婚拒否（姫）―形見の品なし―設定なし〕には多くの史料が分類された。引き続き、説話の舞台を項目として加えて分類する。説話の舞台は、記述のない『今昔物語集』をのぞき、すべて駿河国である。『荊叢毒藥』も、駿河国の無量寿禅寺の草創記として記されていることから、舞台は駿河国であろう。舞台の分類目安は各史料の記述に従い、①「富士郡・富士山麓」、②「乗馬里」、③「大綱里」、④「大綱里↓乗馬里（移住したと記される場合）」、⑤「その他」とする。分類の結果は次のとおりである。

分類型		史料名
A 結婚なし	a 結婚拒否 (姫)	
I 形見の品なし		
II 景行		①富士郡・富士山麓 『富士山略縁起』（村山浅間） 『富士山船靈明神縁記』
III 桓武		②乗馬里 『荊叢毒藥』 『詞林采葉抄』「富士山」、『富士大縁起』（茶畑村）、 『富士山大縁起』（東泉院円成）、『富士大縁起』（公文富士氏）
IV 設定なし		③大綱里 『神社考詳節』、『東海道名所記』、『富士山縁起』（池西坊行存）
		④大綱里↓乗馬里 『富士山縁起』（田辺家）
		⑤乗馬里 『富士縁起』（金沢文庫）、『富士山縁起』（池西坊諄栄）、 『富士山縁起』（村山浅間頼猷）
		③大綱里 『富士山の本地』
		④大綱里↓乗馬里 『本朝神社考』、『駿河記』漢竹権現社伝、『駿河記』 富士縁起、『富士大縁起』（六所浅間宮）
		⑤その他 『今昔物語集』

多くの史料が分類されていたA・a/I／iii【結婚なし―結婚拒否(姫)―形見の品なし―桓武天皇】およびA・a/I／iv【結婚なし―結婚拒否(姫)―形見の品なし―設定なし】を、説話の舞台による分類を加えることでより細やかに分類することが出来た。それぞれの特徴および傾向は次章に記すが、富士縁起の竹取説話であっても、様々な時代、舞台に設定された上で記されていることが理解できよう。

#### 四 おわりに

ここまで、竹生の竹取説話二十五件を分類してきた。説話の内容に応じて分類項目を設定した結果、十五種に分けることが出来た(本稿最終頁(表3))。以下、紙幅の都合上、極めて簡略であるが、それぞれの特徴を大まかに記しておく。

まず、竹生の説話はA【結婚なし】二十二件とB【結婚あり】三件に大別される。前項において分類した卵生の説話では、全体のおよそ七割がB【結婚あり】であったことを振り返ると、これだけでも両者の差異が見とれよう。A群は史料数が多いため、内容に応じて結婚拒否の有無(a・b)、形見の品の有無(I・II)、説話の時代(i・iv)、説話の舞台(①～⑤)の項目を設定して分類した。まずもつとも史料数の多い、A【結婚なし―結婚拒否(姫)―形見の品なし】の群を見ていこう。それぞれ説話の時代別に掲出しておく。

#### 景行天皇の時代

- ① A・a/I／i／①【竹生―結婚なし―結婚拒否(姫)―形見の品なし―景行―富士郡・富士山麓】  
 ② A・a/I／i／②【竹生―結婚なし―結婚拒否(姫)―形見の品なし―景行―乘馬里】  
 ③ A・a/I／i／③【竹生―結婚なし―結婚拒否(姫)―形見の品なし―景行―その他】

#### 天智天皇の時代

④ A・a / I / ii 【竹生―結婚なし―結婚拒否（姫）―形見の品なし―天智】

桓武天皇の時代

⑤ A・a / I / iii / ② 【竹生―結婚なし―結婚拒否（姫）―形見の品なし―桓武―乗馬里】

⑥ A・a / I / iii / ③ 【竹生―結婚なし―結婚拒否（姫）―形見の品なし―桓武―大綱里】

⑦ A・a / I / iii / ④ 【竹生―結婚なし―結婚拒否（姫）―形見の品なし―桓武―大綱里↓乗馬里】

時代設定なし

⑧ A・a / I / iv / ① 【竹生―結婚なし―結婚拒否（姫）―形見の品なし―設定なし―富士郡・富士山麓】

⑨ A・a / I / iv / ③ 【竹生―結婚なし―結婚拒否（姫）―形見の品なし―設定なし―大綱里】

⑩ A・a / I / iv / ④ 【竹生―結婚なし―結婚拒否（姫）―形見の品なし―設定なし―大綱里↓乗馬里】

⑪ A・a / I / iv / ⑤ 【竹生―結婚なし―結婚拒否（姫）―形見の品なし―設定なし―その他】

【竹生―結婚なし―結婚拒否（姫）―形見の品なし】は十一種に分かれる。それぞれ時代ごとに見ていく。

まず、景行天皇の時代の説話である三つの史料は、その舞台によって①から③の三種に分けることが出来た。③に分類された『荊叢毒薬』は、先に述べたように簡易的に難題求婚譚が記され、またコノシロという魚を焼くことで姫が自身の死を偽装する記述がみられるなど、他の二つとは傾向を異にすることが明確である。一方で、①の『富士山略縁起』（村山浅間）と②『富士山船靈明神縁記』は翁の元を訪れる勅使の名前が武内宿祿であり、かぐや姫を国母に例えるなど共通点が多い。①『富士山略縁起』（村山浅間）が説話の舞台を簡略に記しただけであって、本来は②に分類すべきなのか、それとも同様の内容の説話が他にもあるのか、今後の発見が待たれる。

続いて、天智天皇の時代の説話である④は、『詞林采葉抄』『富士山』の注の部分のみが該当する。『詞林采葉抄』の引



く説話の本筋ではないため、省略することもできたが、天智天皇の時代と記す竹取説話は少ないため、分類対象とした。

次に、桓武天皇の時代の説話は、⑤から⑦の三種に分かれた。⑤の『詞林采葉抄』『富士山』、『富士大縁起』（茶畑村）、『富士山大縁起』（東泉院円成）、『富士大縁起』（公文富士氏）のうち、『詞林采葉抄』『富士山』をのぞく三史料は、説話の時代を「延暦の比」と記すなど、一致する記述が見られる。特にかくや姫の描写である「容顔美麗、言音和雅、柔和忍辱、弁舌分明。一笑百媚、膚如珂雪、髮如青柳糸。紅瞬赤脣、至手足、天下無双美人也。」<sup>15</sup>という記述はこれらの史料にのみ認められる。前掲の竹谷氏の論によれば、これらの発行地は何れも異なるようであるが、同一の史料に基づくなどの影響関係が想定されよう。なお成立の遡る『詞林采葉抄』『富士山』は多少記述が重なりながらも、簡素に記されている。文体を飾り立てたものが後代に成立した『富士大縁起』（茶畑村）以下の三史料ということも考えられ得る。舞台が大綱里である⑥は、何れも田村丸がかりに翁の宅に留まったという設定が共通しており、特異である。続いて、翁が大綱里から乗馬里に移ったと記される⑦には『富士山縁起』（田辺家）が分類された。本史料は、かくや姫の描写が⑤の史料に一部重なりながらも、③に分類された『荊叢毒藥』にあるコノシロ焼きの記述もあり、様々な史料の影響下にあることが想定されよう。

⑧から⑩は、天皇の名前が記されず、時代設定のないものである。⑧の『富士縁起』（金沢文庫）、『富士山縁起』（池西坊諄栄）、『富士山縁起』（村山浅間頼猷）は、何れも本文中に「一齋京宣旨」という語が見えるという特徴を有する。特に、『富士山縁起』（池西坊諄栄）、『富士山縁起』（村山浅間頼猷）の二つは、本文もほぼ一致している。<sup>16</sup>⑨には『富士山の本地』が分類された。説話の舞台として、他の史料では大綱と乗馬はそれぞれ別の里として記される一方、「大綱の里乗馬」と記されている点が珍しい。⑩の『本朝神社考』、『駿河記』漢竹権現社伝（宗高↓乗馬里）、『駿河記』富士縁起、『富士大縁起』（六所浅間宮）は、何れも短い本文ながら、冒頭において翁の居所が大綱里から乗馬里に移ったと明記されている。この記述は⑦『富士山縁起』（田辺家）にも見られるが、前述したように様々な要素を取り込んでいる説話のた

め、翁の居所の設定も同様であろうと推察される。⑩の『今昔物語集』は、竹生という点以外、他の竹取説話と重なる部分は少ない。少し変わった難題求婚譚が記されるなど、特有の要素を複数持つことが改めて認識された。

ここまで【竹生―結婚なし―結婚拒否（姫）】を見てきたが、続いて【竹生―結婚なし】のグループの中で、やや例外的なグループを見ておく。

**A群その他**

⑫ A・a / II 【竹生―結婚なし―結婚拒否（姫）―鏡】

⑬ A・b 【竹生―結婚なし―記述なし】

⑫は形見として鏡が残される。『当家聞書』が分類されたが、三章ですでに述べたように、翁が唐の国から来たと設定されるなど、他の説話とは異なる特徴を有する。

次の⑬は結婚に関しての記述のないものである。ここに分類された『桂川地蔵記』は、巫女の語りごととして説話が記されている。本文が短いため、結婚の記述が省略された可能性もあろう。先にも述べたが、天智天皇の御代に設定する説話は珍しく、他には『詞林采葉抄』の注部分と、卵生を含めても『臥雲日件録拔尤』と『法華経鷲林拾葉鈔』「八酒縁起事」にみえるのみである。<sup>⑭</sup>

続いて、姫が結婚をする記述のあるB群を見ていく。

**B群**

⑭ B・a / II 【竹生―結婚あり―国司―反魂香】

⑮ B・b 【竹生―結婚あり―帝】

B群は、卵生の説話では圧倒的に多数の史料が分類されたが、本稿で扱う竹生の説話ではわずか三件にとどまる。⑭の

『曾我物語』真名本、『神道集』は、姫が国司と結婚をする他、形見の品として反魂香の箱が残されるという特徴がある。三章でも記したが、両者は同じ資料を元にして記されることがあると指摘されているため、今回もそれと同様の結果が得られたといえよう。⑤は姫が帝と結婚すると記されるが、『源氏物語提要』のみが分類された。内容を見ると、前半は『竹取物語』の内容に沿いながらも、結末部において富士山との関わりが示される。また、時代設定が欽明天皇であるが、これは卵生の説話も多く、竹生では唯一の例である。

本稿では、竹生の竹取説話二十五件の分類を試みた。既存の分類法では、分類目安が史料の属性による方法が中心であったため、分類に迷う史料があった。今回、前稿の卵生の竹取説話分類に倣い、説話中で記されることが多い要素を設定して分類したことで、こうした問題には対処できたと考えられる。加えて、分類したグループごとの特徴を大まかに捉えたことで、『今昔物語集』の竹取説話の独自性も改めて認識された。また、卵生の説話同様に、他グループに分類されても似た内容を持つ説話があるという課題も浮かび上がった。

今回の分類を以て、管見の竹取説話の分類は凡そ終えることができた。中世竹取説話を要素によって幅広く分類したことで、竹生は姫の結婚が記されず、卵生の場合は結婚が記されるという傾向がより明確に浮かび上がった。また、竹生はかぐや姫を富士山の女神と語り、卵生の場合は富士山の恋の煙を語るという、説話の担い手による傾向の違いも改めて認識されたといえよう。もちろん、竹生であっても結婚する場合や、卵生であっても結婚しない場合など、変則的な説話は少なからず認められる。今後はこうした説話を精査し、中世における『竹取物語』受容をより深く捉えていきたい。



注

- (1) 拙稿「中世竹取説話分類の再検討」(一)——卵生篇」(『大妻国文』53、2022.3)
- (2) 三谷栄一「竹取翁物語の発展」(三谷栄一『新訂版 物語文学史論』有精堂、1965所収)
- (3) 田口守「竹取物語と中世竹取翁伝説——姫の結婚と結婚拒否の間」(『中古文学』23、1979.4)
- (4) 奥津春雄「中世竹取説話」(奥津春雄『竹取物語の研究——達成と変容』翰林書房、2000所収)
- (5) 竹谷鞞負「富士山の祭神論」岩田書院、2006
- (6) 福田晃「富士山縁起」の生成(その一)——竹取説話の諸伝承——(福田晃『放鷹文化と社寺縁起——白鳥・鷹・鍛冶——』三弥井書店、2016)
- (7) 前稿では四十一件としたが、その後の調査によって五十二件の説話を検討対象とすることが出来た。
- (8) ここでの「富士縁起」とは、『詞林采葉抄』「富士山」項にある「富士縁起曰、…」の部分を目指す。
- (9) 峰岸純夫編『日本中世史の再発見』吉川弘文館、2003所収
- (10) 福田晃「曾我物語と宝物集」(福田晃『曾我物語の成立』三弥井書店、2002所収)。なお、真名本『曾我物語』と『神道集』の本文を比較した論として、角川源義『妙本寺本曾我物語』(角川書店、1969)の「真字本曾我物語・神道集同文一覽」がある。
- (11) 稲賀敬二編『源氏物語古注集成』第二巻、桜楓社、1985、p115による。
- (12) 妙本寺は、現存する真名本『曾我物語』の祖本とされる妙本寺本『曾我物語』でも知られる。
- (13) 静岡県富士市比奈の竹採公園がその跡地と比定されている。
- (14) 京都大学図書館蔵、藏経書院文庫『荊叢毒藥』(請求記号・日藏、未刊/99)による。
- (15) 「富士大縁起」(浅間神社社務所編『浅間文書纂』第四 公文富士氏記録、名著刊行会、1931)による。
- (16) なお、「一斎京」という語は他に、「富士山船霊明神縁記」にも見える。他に用例がないため、明確な意味は不明であるが、土地の格を上げるような意味合いと考えられる。
- (17) 他に、『光源氏一部歌』にも天智天皇の時代に鶯の卵から生まれたかくや姫の記述が見える。本文がごく短いため今回は対象としなかった。